調査票(第2~第5号様式)の新旧対照表

<調査票第2号様式>

(本)

<調査票第3号様式>

新	旧		
^{第2.9億式} 港 湾 調 査 (乙種港湾調査票)	^{第3.9億式} 港 湾 調 査 (乙種港湾調査票)		
医幹 花 計画 書 ②			
1. 入港船舶 3. 海上出入貨物 分配商船 500億トン以上 (3. 資物所態 500億トン以上 600億トン以上500億トン以出 (1. コンテナ・(1. トン又はお) (1. アンスはお) (1. アンスはよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	3. 海上出反線物		

<調査票第4号様式>

新	旧		
<削除>	本		

<調査票第5号様式>

新	旧		
<削除>	接		

港湾調査の必要性及び利活用について

1. 役割・目的について

四方を海に囲まれている我が国において、港湾は、物流・産業・生活を支える礎として、大きな役割を果たしている。港湾に関する統計は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法(昭和4年法律第53号)が公布され、同法に基づき港湾資源調査規則(昭和4年内務省令第41号)が公布、施行され、指定された港湾について毎年調査が行われてきた。戦後、統計法(昭和22年法律第18号)の制定に伴い、「港湾調査」は、「港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資すること」を目的として、昭和22年6月に統計法第2条の規定に基づく指定統計第6号として公示され、翌年1月1日より指定統計として調査を行っている。

この調査の果たす役割は現在においても全く変わりなく、経済のグローバル化などの港湾をめぐる環境変化への対応や今後の港湾施策の進むべき方向性を定めるための基礎資料として活用されている。特に、港湾調査の基本的調査事項である入港船舶、海上出入貨物等については、港湾の管理・運営、あるいは港湾の開発・整備計画の策定等、全国的な政策の企画立案、及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上での重要な指標となっており、活用も広範囲に及んでいる。

このような背景のもと、港湾調査を継続的に実施し、行政施策等に必要なデータの提供を行うことは必要不可欠である。

2. 利活用について

港湾調査の結果は、港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本 計画等における、将来貨物量の推計の基礎資料として活用されている。

特に、港湾計画は、港湾管理者にとって、当該港湾における港湾行政の原点になる もので、港湾管理者が港湾を整備する場合の基本となるものであり、重要港湾の港湾 管理者は、港湾計画の策定が義務付けられている(港湾法第3条の3第1項)。

港湾計画に記載する事項は港湾法施行令第1条の4に定められており、その中に「港湾の取扱貨物量、船舶乗降客数その他の能力に関する事項」がある。これら事項を記載する際に、港湾調査の結果が活用されている。

<その他の主な活用例>

- 1) 各年度港湾整備事業予算要求における貨物量関連説明資料
- 2) 公共投資(港湾インフラ整備)の経済効果、適正投資分析のための基礎資料
- 3) 港湾の経済効果の測定資料
- 4) 官・民を問わず、各種物流対策関連の海上物流の基礎的データ資料

調査対象港湾の見直し状況

1 変更区分別内訳

(単位:港)

変更区分	亦再洪亦粉	港湾数増減		
发史 区万	変更港湾数	甲種港湾	乙種港湾	
新規追加港湾	13	_	13	
乙種港湾から甲種港湾に変更	6	6	Δ 6	
甲種港湾から乙種港湾に変更	14	△ 14	14	
甲種港湾から調査対象外に変更	2	Δ2	_	
乙種港湾から調査対象外に変更	60	_	△ 60	
他の港に編入	48	Δ2	△ 46	
名称変更	7	_	_	
計	150	Δ 12	△ 85	

2 変更前後の港湾数

(単位:港)

	区分		甲種港湾	乙種港湾	計
変	更	前	172	642	814
変	更	案	160	557	717

港湾調査における行政記録情報の活用状況

調査事項		調査対象者	行政記録情報の活用	備考
	入港船舶	・港湾管理者	・港湾法等に基づく	
	・入港日	(入出港届から把握)	入出港届を活用	
	・船名、総トン数	・船舶運航事業者		
	・航路名			
	国籍			
甲红	・用途			
種港	・係留状況 (場所及び時間)			
湾	船舶乗降人員	• 船舶運航事業者	• 無	
調査	海上出入貨物	• 船舶運航事業者	・関税法に基づく輸	空コン
$\overline{}$	○貨物の内容	・港湾運送事業者	出入に係る申告情報	テナ等の
第 1	・区分	・水産業協同組合の長	を活用	把握は別
号	・仕向港又は仕出港		(Sea-NACCSを利用	途必要
様式)	・最終船卸港又は最初船積港		て申告を行った船	
\Box	・貨物形態		会社が同意した場	
	・品名又は車種		合に限る。)	
	・数量			
	○コンテナ又はシャーシ			
	種類			
	・個数又は台数			
乙	入港船舶	・港湾管理者	・港湾法等に基づく	
種	・船舶種類別隻数及び総トン数	・船舶運航事業者	入出港届を活用	
港湾	船舶乗降人員	・船舶運航事業者	• 無	
調	海上出入貨物	・船舶運航事業者	• 無	
査 (第2号様式)	○貨物の内容	・港湾運送事業者		
	・品名又は車種	・水産業協同組合の長		
	• 貨物形態			
	• 数量(輸移出入)			
	○コンテナ又はシャーシ			
	・種類別個数又は台数(輸移出入)			

⁽注) 調査対象者については、各港湾の実情に応じて上記以外の者も対象となる場合があり得る。

港湾調査における行政記録情報の活用状況(データの流れ)

